

8. 事務の簡素化等

多面的機能支払の使い勝手を良くするため、事務の簡素化等に取り組んでいます。

法制度への円滑な移行

① 事業計画書の簡素化

- 活動内容に変更がない場合、既存の活動計画書等を添付することで、法に基づく事業計画書が作成できます。

② 事務支援体制の充実

- これまで交付・申請事務等を担ってきた地域協議会を、活動組織をサポートし地方公共団体の事務を支援することができる推進組織として位置付けました。

事務の簡素化

① 事業計画認定手続の簡素化

- これまで市町村・地域協議会と活動組織の間で別々に行っていた、協定の締結及び採択申請を、市町村による事業計画の認定に一本化しました。

② 「ひな形」の使用等による書類作成の簡素化

- 「ひな形」を活用することで、該当項目をチェックしたり、必要最低限の事項を記入すれば簡単に書類が作成できます。

③ 活動の実施状況に係る組織の提出書類、市町村の確認事務の簡素化

- 農地維持支払では、書類審査による確認から、現地見回りにより確認する方法とし、書類の提出・確認に要する手間を簡素化しています。なお、写真帳の作成は不要です。

④ 事業計画の認定申請及び実施状況報告の一元化

- 事業計画の認定申請及び実施状況報告は、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払と併せて3支払一括の様式で実施できます。

交付金の弾力的な活用

① 地方裁量による地域実態に即した取組内容の追加

- 実施要綱に基づく基本方針の取組内容を補完し、効果を高める多面的機能の発揮に必要な共同活動を、活動計画書に定めて実施できます。

② 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

- 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）の経理を1本化しています。
- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、農地維持支払による資源向上支払の対象活動の実施や、資源向上支払による農地維持支払の対象活動の実施が可能です。

③ 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内の交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。